

○邑南町手数料徴収条例

平成16年10月1日

条例第60号

改正 平成20年4月30日条例第19号

平成26年1月28日条例第1号

平成26年6月30日条例第30号

平成27年6月22日条例第19号

平成27年9月24日条例第25号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料は、他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(種類及び金額)

第2条 手数料の種類及び金額は、次のとおりとする。

(1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	1通につき	450円	交付申請のとき
(2) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄	1通につき	750円	交付申請のとき

本又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料			
(3) 戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	証明事項1件につき	450円	申請のとき
(4) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料	1通につき	350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1通につき1,400円)	交付申請のとき
(5) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場	書類1件につき	350円	閲覧申請のとき

合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類の閲覧手数料			
(6) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第2項(同法第73条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査に係る臨時運行許可申請手数料	1両につき	750円	許可申請のとき
(7) 島根県屋外広告物条例(昭和49年島根県条例第21号)第22条第1項の規定による手数料			許可申請のとき
ア はり紙	1件につき100枚までごとに	410円	
イ はり札	1件につき10枚までごとに	410円	
ウ 旗及びのぼり	1本につき	360円	
エ 広告幕	1張につき	620円	
オ 広告板類及び広告塔	1個につき	310円(1平方メートル未満)	
	1個につき	780円(1平方メートル以上3平方メートル未満)	
	1個につき	1,660円(3平方メートル以上10平	

		方メートル未満)	
	1個につき	1,660円に10平方メートルを超える10平方メートルまでごとに1,090円を加算した額(10平方メートル以上100平方メートル未満)	
	1個につき	12,360円(100平方メートル以上)	
カ 電柱、街灯柱等の広告	1枚につき	310円	(巻付け)
	1個につき	310円	(突出し)
キ 照明広告	1個につき	1,660円(3平方メートル未満)	
	1個につき	2,810円(3平方メートル以上10平方メートル未満)	
	1個につき	2,810円に10平方メートルを超える10平方メートルまでごとに1,660円を加算した額(10平方メートル以上100平方メートル未満)	
	1個につき	19,140円(100平方	

		メートル以上)	
ク 気球広告	1個につき	1,400円	
(8) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第4条第2項の規定に基づく犬の登録手数料	1頭につき	<u>3,000円</u>	登録申請のとき
(9) 狂犬病予防法第5条第2項の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の交付手数料	1頭につき	<u>550円</u>	交付申請のとき
(10) 狂犬病予防法施行令(昭和28年政令第236号)第1条の2の規定に基づく犬の鑑札の再交付手数料		<u>1,600円</u>	再交付申請のとき
(11) 狂犬病予防法施行令第3条の規定に基づく犬の狂犬病予防注射済票の再交付手数料		<u>340円</u>	再交付申請のとき
(12) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第19条第3項の規定に基づく登録票の交付又はその更新若しくは再交付手数料	1件につき	3,400円	許可申請のとき
(13) 証明(許可)手数料	ア 裏書証明1件につき	200円	交付申請のとき
	イ 証明(許可)書1件につき	200円	交付申請のとき
(14) 公簿・公文書の謄抄本の交付又は謄写手数料	用紙1通につき	200円	交付申請のとき

(15) 公簿・公文書の閲覧手数料	1件につき	200円	閲覧のとき
(16) 住民基本台帳法に基づく証明手数料	1件につき	200円	交付申請のとき
(17) 個人番号カード再交付手数料	1件につき	800円	交付申請のとき
(18) 通知カード再交付手数料	1枚につき	500円	交付申請のとき
(19) 印鑑証明書交付手数料	1枚につき	200円	交付申請のとき
(20) 印鑑登録証交付手数料	1枚につき	200円	交付のとき
(21) 下水道及び生活排水処理施設事業に係る指定業者登録手数料	1社につき	10,000円	登録申請のとき
(22) 下水道及び生活排水処理施設事業に係る指定業者継続登録手数料	1社につき	5,000円	登録申請のとき

(納付方法)

第3条 手数料は、町長の発する納入通知書により納付しなければならない。ただし、納付方法について特別の定めがあるものについては、この限りでない。

(手数料の還付)

第4条 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(手数料の免除)

第5条 次の各号に掲げるものについては、手数料を徴収しない。

- (1) 法令の規定により取り扱うもの
- (2) 官公署から請求があったもの

- (3) 官公吏が職務により請求したもの
- (4) 本町の住民で、公費をもって救助を受け、又は扶助を受けるために必要なもの
- (5) 公的年金受給権者が現況届に係る生存証明を請求したもの
- (6) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受ける者から申請があるとき
- (7) 第2条第8号から第11号までに定める手数料について、視覚に障害がある者で、盲導犬(道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第8条第2項の規定による盲導犬をいう。)の使用者証を有するもの
- (8) その他町長が特別の事由があると認めるとき
(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

(過料)

第7条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の羽須美村手数料条例(平成12年羽須美村条例第5号)、瑞穂町手数料徴収条例(平成12年瑞穂町条例第1号)又は石見町手数料徴収条例(平成12年石見町条例第4号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなし、その手数料については、なお合併前の条例の例による。

3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、

なお合併前の条例の例による。

- 4 第2条の表(20)(21)の規定に関わらず、下水道及び農業集落排水事業に係る指定業者登録手数料並びに継続登録手数料については、平成17年3月31日までは、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成20年4月30日条例第19号)

(施行期日)

この条例は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成26年1月28日条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(使用料等に関する経過措置)
- 2 この条例(第38条の規定を除く。)による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日以前に行った施設の使用等に係る使用料等で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設の使用等に係る使用料等で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成26年6月30日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年6月22日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年9月24日条例第25号)

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。